



今季2例目!!国内死亡野鳥から 高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

10月4日、宮城県栗原市で回収されたマガンの死亡個体からA型鳥インフルエンザウイルスが検出され、10月7日の遺伝子検査により高病原性であることが確認されました。ウイルスを農場、中でも鶏舎に侵入させないよう、飼養衛生管理基準を遵守し、特に次の事項に注意して下さい。

① 早期発見・早期通報の再徹底

- ◎ 次の症状を発見された場合は、すぐに家畜保健衛生所にご連絡ください。
死亡率の増加、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下

② 防鳥ネットの再確認、人・車両の出入りの厳重管理

- 防鳥ネットの破損や屋根と壁のすき間等を補修
- 野生動物の侵入を発見したらすぐに対応
- 関係者以外の立入禁止

鶏舎毎に専用の長靴を置くことでウイルスを鶏舎に持ち込む可能性が大きく減ります!

③ 農場へのウイルス侵入防止の徹底

- 鶏舎周辺への消石灰の散布
- 作業者は、鶏舎ごとに専用の靴を使用**
- 車両・靴の消毒の徹底
- 踏み込み消毒槽等の消毒薬の定期的な交換
- 鶏の飲み水(※)の適切な消毒 ※水道水以外を使用の場合



- ★ 既に国内の野鳥で2例確認されており、警戒シーズンに入っています。
- ★ 今後は野鳥での高病原性鳥インフルエンザ確認について個別の共有はいたしませんので、各農場で情報収集に努めてください。

⚠ 通報の遅れを防ぐために …

- ① 平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上のまとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所に届け出てください。
- ② 鶏の死亡の原因が鳥インフルエンザ以外の事情によるものと思われた場合でも、ご自身だけで判断せず、家畜保健衛生所にご連絡ください。

平日

休日・夜間

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700
家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)をお願いします。